

事務連絡  
令和元年11月1日

都道府県トラック協会  
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
常務理事 松崎 宏 則

### 貨物自動車運送事業法及び省令、通達の改正内容周知用資料について（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年12月に成立した貨物自動車運送事業法の改正に伴い、本年8月1日に関係省令及び通達が改正されました。

本省令や通達については、令和元年8月7日付全ト協発第231号（企）（環）にて通知した通り、11月1日から施行されますが、この施行に合わせて、当協会では国土交通省のご協力の下、改正内容を周知するための資料を作成致しました。

本資料は、8月の省令、通達の改正内容に加えて、7月に施行された荷主対策の深度化や今後施行される標準的な運賃の告示制度の導入も含め、事業法の改正ポイントを網羅した内容になっております。

当協会と致しましては、先ずは本資料をホームページに掲載し、会員事業者へ改正内容を周知するとともに、今後、本資料を印刷したパンフレットを作成する予定です。

つきましては、貴協会におかれましても傘下会員事業者に本資料をご周知頂きたくよろしくお願い申し上げます。

なお、パンフレットの完成時期や印刷部数等につきましては、後日、改めて連絡させていただきます。

敬具

記

○改正内容周知用資料「貨物自動車運送事業法の改正」掲載URL

[http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei\\_jigyoho201911.pdf](http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/kaisei_jigyoho201911.pdf)

追伸（1）国土交通省より11月1日から事業用自動車の増車や事業規模の拡大となる変更を行う場合には、一定の項目に関して宣誓書の添付が必要となる旨の連絡がありました。参考資料として、運輸支局等にて配付する周知文書「お知らせ（重要）」を頂きましたので、併せて送付致します。

#### 【添付資料】

- ①国土交通省作成「お知らせ（重要）」
- ②様式例2「宣誓書」
- ③様式例3「宣誓書」（法人申請用）（個人申請用）

（2）後ほど貴協会代表電子メールアドレス宛にデータを送信させていただきます。

以上

○お問合せ先

企画部 星野、小川、本間

TEL: 03-3354-1037